

FAO / WHO 合同食品規格計画 第 28 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2006 年 10 月 30 日 (月) ～11 月 3 日 (金)

場所 : チェンマイ (タイ)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B: 食物繊維含有量について) (ステップ7)
4.(a)	乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格案 (ステップ7)
	セクション A: 乳児用調整粉乳改訂規格案 セクション 3: 必須成分と品質要件についての作業部会からの提案
4.(b)	セクション B: 乳児向けの特殊医療を目的とした調製粉乳 (ステップ7)
	食品添加物の項目についての作業部会からの提案
5.	グルテンフリー食品に関する改訂規格案(ステップ7)
6.	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リストの改訂原案(ステップ4)
7.	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 (ステップ4)
8.	表示を目的とした栄養素参照量の追加及び改訂案に関する討議資料
9.	栄養・特殊用途食品部会における作業へのリスク分析の適用に関する討議資料
10.	その他の業務及び今後の作業
11.	次回開催日時及び開催地
12.	報告書の採択

第 28 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の主な検討議題

1. 開催日及び開催場所

日時：2006 年 10 月 30 日（月）～11 月 3 日（金）

場所：タイ チェンマイ

2. 参加国及び国際機関

45 加盟国、EC、WHO、FAO 及び 22 の NGO（参加者 245 名）

3. 我が国からの参加者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	依田 紀彦
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課	
新開発食品保健対策室バイオ食品専門官	田中 央吾
新開発食品保健対策室技官	古田 雅
薬事食品衛生審議会	
（独）国立健康・栄養研究所食品保健機能プログラムリーダー	山田 和彦
テクニカルアドバイザー	
財団法人日本健康・栄養食品協会	浜野 弘昭
農林水産省消費・安全局国際基準課課長補佐	宮廻 昌弘
テクニカルアドバイザー	
国際酪農連盟日本国内委員会	小出 薫
国際酪農連盟日本国内委員会	土田 博
内閣府食品安全委員会事務局評価課係長	浦野 剛

議題 3 栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案 （Part B：食物繊維含有量について）（ステップ 7）

WHO 担当官より、1997 年に開催され、再度開催することの検討が続けられている食物繊維に関する FAO/WHO 専門家会合について、予算不足で会合がすぐに開けないため、正式な専門家会合ではなく科学的知見の更新 (scientific update) として本年 7 月に会合を開催し、来年初に報告書が WHO から公表されることなどが説明された。

本報告書は、食物繊維の効果について、既存の主な疫学研究の著者を集め、これらの研究において食物繊維が果たして、どの範囲のものを想定して記載されているのかなどについて、議論を行い、改めて食物繊維の定義を行ったもの

であるとのことであった。それによると、食物繊維とは基本的に植物由来のものであって、消化性の可否にはよらない（実験室内での検証が困難であるため）というコンセプトが中心にあり、3 糖類など合成されたものや低分子のものは、その生理学的な効果は認めるものの「オリゴ糖」など食物繊維とは別のカテゴリーとすべきというものである。

本提案に対し、EU 加盟国を中心に、本件専門家会合に携わった専門家の正当性や、どのような権限でこのような報告書をまとめたのかなど、やや批判的な反応が見受けられ、他方、米国は、内容的には彼らの主張に概ね合致するものの、参加した専門家の正当性について懸念を述べるなど、WHO から同国に対する事前に根回しが十分に行われなかった様子が伺えた。日本からは、今回 WHO から提案された定義はある意味科学的に明瞭であり、消費者の混乱を避けるというコーデックスの使命に合致するものであるが、現行の各国の基準と異なるので十分な議論が必要である旨述べた。

また、南アフリカおよびインドは WHO の提案を支持する旨述べた。このため、本件についてはステップ 6 として、電子文書回覧によるコメントを募集する形で議論が継続されることとなり、当初予定していた付録 III における液状食物繊維の表示方法の採否、及び、測定方法に関する事項については一切議論に至らなかった。

議題 4 乳児用調整粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格案（ステップ 7）

10 月 30 日の部会本会議に先立ち、10 月 28 日に作業部会 (WG) 会合において、脚注 2 の窒素換算係数について議論がなされた。（田中、古田、宮廻らが参加）

WG 会合では、米国、ニュージーランドが乳を原料とした調製粉乳について 6.38 を主張し日本はこれを支持したが、EU 加盟国及び ESPGHAN（欧州小児栄養消化器肝臓学会）主導で提案された 6.25 が重視された。最終的に脚注は「他の換算係数について科学的な裏付けがない限り、窒素換算係数は 6.25 とする。他の乳製品については一般的に確立された係数は 6.38 である。」という主旨の表記となった。他の案件も含めて WG 会合の結果は CRD1 として部会本会議に提出された。

部会本会議において、インドが 6.38 とするべきとの主張につづき、日本は、本年コーデックス乳・乳製品部会 (CCMMP) の「乳製品については 6.38 を用いるべき」との報告及び本年コーデックス総会 (CAC) の「乳蛋白の換算係数は一貫性を持たせるべき」との報告を引用し、これらを尊重するべきである旨の発言をしたが、本件については WG 会合での結論がコンセンサスであるとの議長の強いハンドリングにより、受け入れられなかった。

ドコサヘキサエン酸 (DHA) の含有量について、日本は、アジアなど魚食の多い

国民の母乳調査では、DHA 含有量が EU 等の調査よりも高めに出るので、自国の母乳組成に調整粉乳の組成を近づけようとする、DHA 含量の許容最大値が総脂肪酸の 0.5%を超えてしまうことになるので、この値を 1.0%とするように主張した。韓国及び中国は、我が国の主張を支持した。これに対し、許容最大値 0.5%であったところを Guidance Upper Level（十分に科学的根拠が確定していない栄養素についての上限目安）0.5%に置き換える案を米国が提案した。

一方、アラキドン酸(AA)を少なくとも DHA 含有量以上添加させるという記載の削除を日本が主張したのに対して、米国、ESPGHAN が AA の重要性を強調し、原案の脚注の記載通り、AA は DHA 含有量以上添加することが支持された。

これら DHA 及び AA の基準値については、部会本会議で何回か論争を行ったが、最終的に各国政府がこの表の値から deviate できる旨脚注に記載する妥協案を取り付けた。

パントテン酸含量については、CRD1 にて日本の主張に合致した変更(最小値 400 µg/Kcal)がなされていたため、特に日本からは、コメントしなかった。

また、付録 I：アミノ酸組成について、原案のアミノ酸組成は、文献から得られたデータを単純に平均したものであり科学的根拠に乏しいため、日本から総論的な意味で再考を求め、また、米国提案により現行の付録 I に付されている表を IEG（国際専門家グループ）報告書に記載されている Table4 の内容に置き換えられた。その結果、日本としても合意できる内容となり、特にコメントはしなかった。

なお、本議題については、これら個別成分の組成以外に、粉乳を溶解するための清潔な水としての煮沸水の記載についてなかなか意見が纏まらず、最終日の議事録確認後まで議論が続けられた。

乳児用調整粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格案についてはステップ 8 とし、第 30 回コーデックス総会で検討される運びとなった。

議題 7 健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案（ステップ 4）

健康強調表示については、原案を作成したフランスより食事についても強調表示の対象とするのかどうか疑義が呈された。韓国の発言により健康強調表示は表示部会の決定を考慮すると、食品及び食品成分のみが対象であり、食事は対象としないことが確認された。本議題については、最終日の夕方 19 時頃に議論が開始され終了時刻が迫っていることを理由に、これ以上の発言は議長により制限されてしまい、結果的に日本は発言できず、何ら本質的な議論もなされないまま、引き続きステップ 4 として次回へ持ち越された。

議題 8 表示を目的とした栄養素参照量の追加及び改訂案に関する討議資料

南アフリカにより加盟国の栄養素参照量の現状、表示を目的とした栄養素

参照量設定基準等について討議文書がまとめられた。ビタミン、ミネラルの栄養素参照量の設定等が必要であることが確認された。南アフリカに代わって、韓国が電子 WG の議長を務めることとなった。

なお、会議終了後、日本にもデータ提供や担当部署の登録など積極的に協力するよう、韓国代表からの要請があった。

議題9 栄養・特殊用途食品部会における作業へのリスク分析の適用に関する討議資料

電子WGの議論をもとにオーストラリアが栄養・特殊用途食品部会に適用されるリスク分析の原則案を作成した。部会は、オーストラリアが作成した新規作業提案を第30回コーデックス総会に提出することに合意した。

議題 12： 会議議事録の採択

11月4日午前8時に会議議事録案が公開され、午前9時30分より議論が開始された。日本からは、乳製品の窒素換算係数の部分、DHAの部分など（共に議題4）について、会議中の発言の主旨が十分反映されるよう訂正意見を述べた。